特別養護老人ホーム　こころ広畑入居　利用料金表

令和3年　4月

介護保険法及びこれに関係する法令・省令に基づき、各介護度別・所得により料金が定められています。

（加算）

◎	日常生活継続支援加算	46単位/日
◎	看護体制加算Ⅰ	6単位/日
◎	看護体制加算Ⅱ	13単位/日
◎	夜勤職員配置加算	27単位/日
○	療養食加算	6単位/回
○	経口維持加算Ⅰ	400単位/月
○	再入所時栄養連携加算	400単位/月
○	低栄養リスク改善加算	300単位/回
○	褥瘡マネジメント加算	10単位/月
○	口腔衛生管理加算	90単位/月
◎	介護職員処遇改善加算	月利用単位数　×　83/1000（一月につき）
◎	特定処遇改善加算Ⅰ	月利用単位数　×　27/1000（一月につき）

（月額は30日で計算）

介護保険負担限度額認定段階						
	第4段階		第3段階		第2段階	
	（日額）	（月額）	（日額）	（月額）	（日額）	（月額）
居住費	¥2,788	¥83,640	¥1,310	¥39,300	¥820	¥24,600
食費	¥1,600	¥48,000	¥650	¥19,500	390	¥11,700

（介護保険負担限度額認定書は各市町村へ申請により発行されます。）

介護保険一割負担分

	（介護度別単位）	（加算総単位）	（日額）			（月額）		
			1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護1	652	92	¥755	¥1,509	¥2,264	¥22,632	¥45,264	¥67,897
要介護2	720		¥824	¥1,647	¥2,470	¥24,701	¥49,402	¥74,103
要介護3	793		¥898	¥1,795	¥2,692	¥26,921	¥53,843	¥80,765
要介護4	862		¥968	¥1,935	¥2,902	¥29,020	¥58,041	¥87,062
要介護5	929		¥1,036	¥2,071	¥3,106	¥31,058	¥62,117	¥93,176

上記の日額・月額には、看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）、
夜勤職員配置加算・日常生活継続支援加算を含む。

（月額は30日で計算）

合計金額（月額）					
	第4段階			第3段階	第2段階
	1割	2割	3割		
要介護1	¥156,761	¥181,882	¥207,003	¥83,921	¥61,421
要介護2	¥159,057	¥186,473	¥213,890	¥86,217	¥63,717
要介護3	¥161,522	¥191,403	¥221,285	¥88,682	¥66,182
要介護4	¥163,852	¥196,064	¥228,276	¥91,012	¥68,512
要介護5	¥166,115	¥200,590	¥235,065	¥93,275	¥70,775

※介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算が加算されています。
※体制・日数などの変化で請求する加算が変更になり、利用料が変動する事があります。

加算の説明

加算の種類	加算の内容
日常生活継続支援加算	介護福祉士の数が常勤換算方法で利用者6人に対して1名以上の配置がありかつ以下のいずれかを満たす場合 ・新規入所者の総数のうち要介護4・5の入所者の占める割合が70%以上 ・新規入所者の総数のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者の占める割合が65%以上
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算Ⅱ	看護職員を常勤換算で入所者25名に対して1名以上、かつ基準よりプラス1名以上配置している場合 施設又は病院の看護職員による24時間連絡できる体制を確保している場合
夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1名以上上回っている場合
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月に2回以上行った場合 歯科衛生士が入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行う 歯科衛生士が入所者の口腔に関する介護職員からの相談等を必要に応じ対応すること
療養食加算	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合
経口維持加算Ⅰ	現に経口により食事を摂取し、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき多職種が共同して入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合 医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合
再入所時栄養連携加算	経口により食事摂取していた入所者が、医療機関に入院し、当該入院中に経管栄養又は嚥下調整食の新規導入となった場合に管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を作成した場合
低栄養リスク改善加算	低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して多職種が共同して入所者の栄養を管理するための会議行い低栄養状態の改善を行うための栄養管理方法などを示した計画を作成した場合 医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合
褥瘡マネジメント加算	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時に評価するとともに少なくとも3ヶ月に1回評価を行なう 褥瘡が発生するリスクがあるとされた多職種で共同して褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する